

技能実習制度の見直しについて



平成 25 年 10 月

法務省入国管理局

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(抄)

■ 衆議院法務委員会（平成21年6月19日）

十 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。

■ 参議院法務委員会（平成21年7月7日）

十三 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。

外国人技能実習制度に関する主な要望

■ 外国人技能実習制度を拡充の方向で同制度の見直しを行うべきとする意見

外国人研修・技能実習制度の期間延長(平成25年3月22日 (社)日本経済団体連合会)

期間(1号及び2号, 合計3年)が終了し, 一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が, より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため, 更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設すべきである。その際, 技能実習生は, 専門職として技能検定に合格したものに限定し, また, 実施機関についても, 当該実習生が1号及び2号で技能を修得した同一の機関でかつ新たに創設する優良機関認定制度で優良と認められた機関(企業単独型及び団体監理型とも)に限定するものとする。

「平成26年度中小企業対策に関する要望」建議について(平成25年6月21日 大阪商工会議所)

外国人研修・技能実習制度における技能実習期間は最長3年で再延長の制度がなく, 高度な技術取得により優れた技術者・技能者を育成するという当該制度の目的を達することが困難であり, 実習生・雇用する中小企業双方にとつて効果が限定的となっている。

そこで, 技能実習期間を10年程度まで延長するよう検討されたい。さらに, 中小ものづくりを支える有能な技術者・技能者を確保するため, 同制度終了後, 例えば中央職業能力開発協会などが実施する技能検定で一定水準以上の技能・技術・知識を修めた者については, 就労資格を与えるなど優遇制度を創設されたい。

中小企業施策の充実を求める要望書(平成25年8月21日 全国中小企業連合会 全中連協同組合連合会)

外国人技能実習生受入れに関して平成20年3月25日に閣議決定された, 規制改革推進のための3ヵ年計画のうち, 「3年間研修・実習の終了後, 再度技術研修のための2年間再入国制度を設けること」について, 早急に措置を求める。

外国人技能実習制度に関する主な要望

■ 外国人技能実習制度の厳格化の方向で同制度の見直しを行うべきとする意見

2014～2015年度 政策・制度 要求と提言(平成25年9月19日 日本労働組合総連合会)

「国際貢献」という制度本来の趣旨を逸脱し、劣悪な研修・労働条件や賃金未払い、失踪、人権侵害など、入管法違反や労基法違反の運営が行われないよう、制度改革の効果を注視するとともに、制度の見直しを進める。外国人技能実習制度に関連する劣悪な内容での契約締結などを解決するため、公的機関・民間企業を問わず、不正行為・違法行為のあった外国人実習生の送出し機関・受け入れ機関がこの制度に関与できないよう、規制を強化する。

■ 外国人技能実習制度の廃止の方向で同制度の見直しを行うべきとする意見

外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書(平成25年6月26日 日本弁護士連合会)

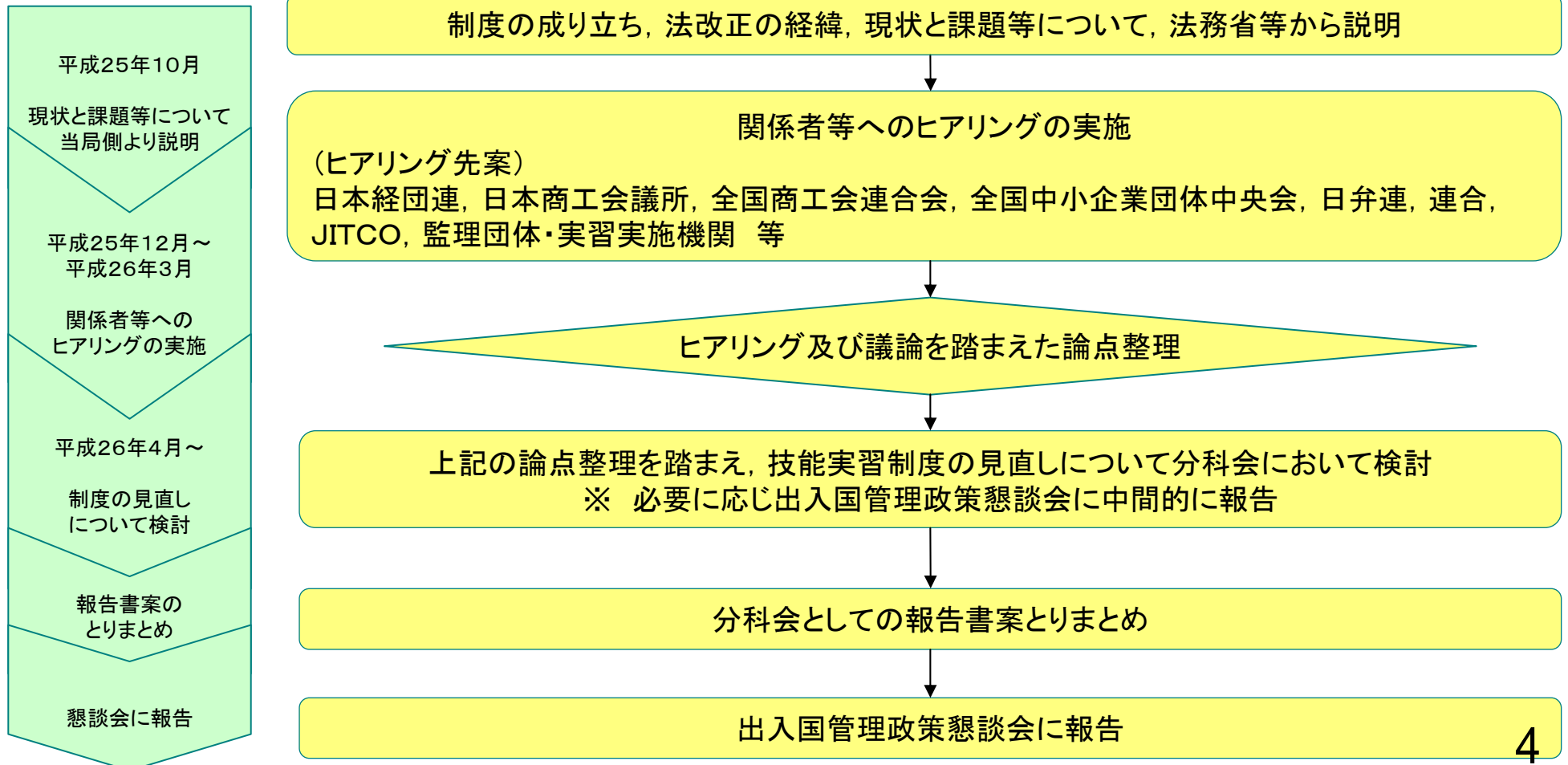
入管法改正後の新制度下においても、多くの問題事例が発生しているのであって、制度の抜本的な見直しが喫緊の課題であることは、改正法施行後3年経過した今日に至っても何ら変わることはない。したがって、外国人技能実習制度は、これを速やかに廃止するべきである。

また、外国人技能実習制度を廃止した上で、非熟練労働者の受入れを前提とした在留資格を創設し、外国人を受け入れることについて、その是非、その範囲、制度が変更されるまでの間の現在の技能実習生の処遇などを、外国人の人権にも配慮した上で、早急に国会などの場で十分に検討するべきである。

技能実習制度の見直しに係る検討

法務省においては、技能実習制度の見直しについて、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」の分科会で検討していくこととしている。

検討スケジュール(案)



第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会メンバー

(メンバー)

分科会長 多賀谷 一 照 (獨協大学法学部教授)

青 山 伸 悦 (日本商工会議所理事・事務局長)

勝 野 龍 平 (全国商工会連合会専務理事)

川 口 晶 (日本経済団体連合会産業政策本部副部長)

新 谷 信 幸 (日本労働組合総連合会常任中央執行委員・総合労働局長)

高 橋 進 (株式会社日本総合研究所理事長)

吉 川 精 一 (弁護士)

(敬称略, 分科会長以外50音順)

(オブザーバー)

厚生労働省

経済産業省

研修・技能実習制度の概要(旧制度と現行制度の比較)

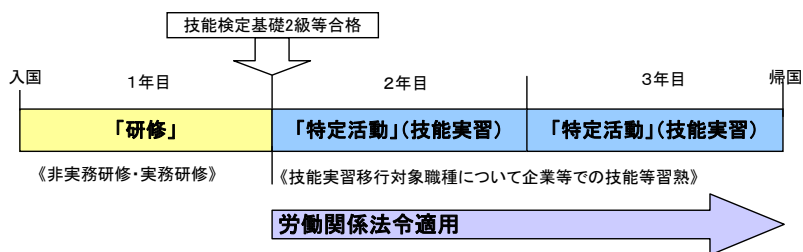
(参考)

- 平成22年7月に改正入管法が施行され、現行の研修・技能実習制度が施行。
- 技能実習生1年目から労働関係法令が適用される等技能実習生の保護を強化(企業単独型, 団体監理型)
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続(団体監理型)

企業単独型の受入れ概要

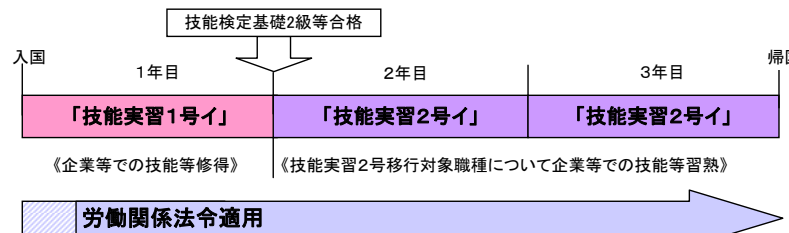
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる(原則3分の1以上)

旧制度



- 入国当初に雇用契約に基づかない講習を実施する場合を除いて、雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用

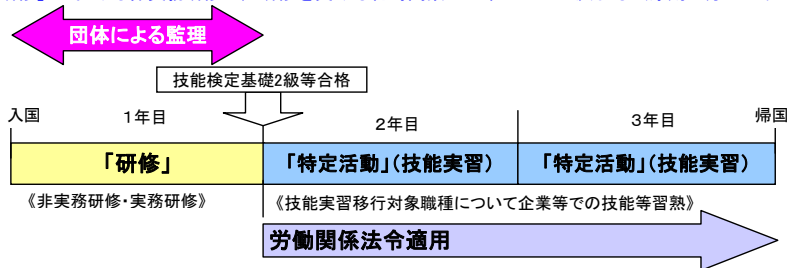
現行制度



団体監理型の受入れ概要

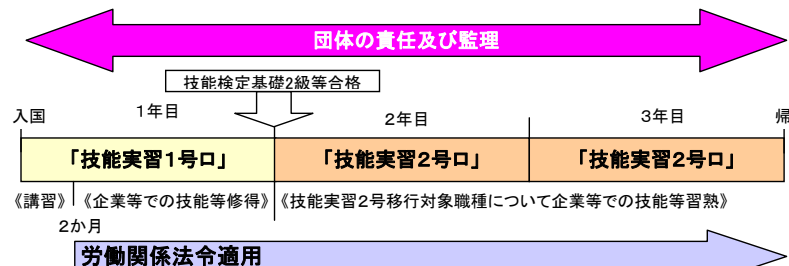
- 1年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- 受入れ団体による監理は1年目の研修のみ
- 「研修」における非実務研修は、研修を受ける総時間数の比率によって決まる(原則3分の1以上)

旧制度



現行制度

- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続



(注) 現行制度での「研修」は公的な研修、実務作業を含まない研修に限られている。

企業単独型による技能実習の概要

(参考)

企業単独型での受入れが認められる技能実習生

本邦の公私機関の外国にある事業所の職員(合併企業や現地法人を含む)

実習実施機関と引き続き1年以上の国際取引の実績を有する機関の職員

実習実施機関と過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有する機関の職員

実習実施機関と国際的な業務上の提携又はその他の業務上の関係を有する機関で法務大臣が告示をもって定めるものの職員

「講習」について

技能実習生が「講習」で修得する内容

日本語

修得技能に関する知識

生活一般に関する知識

技能実習生の法的保護に必要な情報(労働関係法令, 入管法令など) など

「講習」を実施すべき時間数

技能実習1号での活動時間全体の1/6以上 → 技能実習1号の活動時間が1年の場合 **2か月**

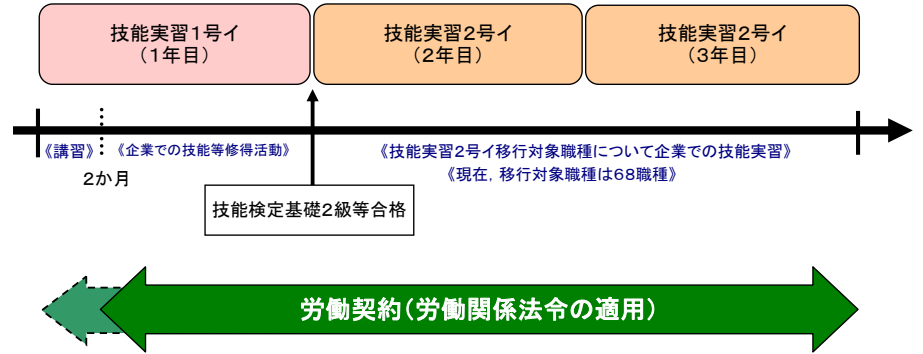
海外で160時間の事前講習を受けている場合 → 技能実習1号の活動時間が1年の場合 **1か月**

技能実習生の受入れ人数枠

実習実施機関の常勤職員の総数の1/20以内

(注) 常勤職員に、外国にある事業所に所属する常勤職員及び技能実習生を含まない。

企業単独型受入れの概要図



実習実施機関の責務

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける雇用契約の締結

講習の実施: 技能実習指導員の配置(5年以上の経験を有する常勤職員)

生活指導員の配置

技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告

技能実習生用の宿泊施設の確保

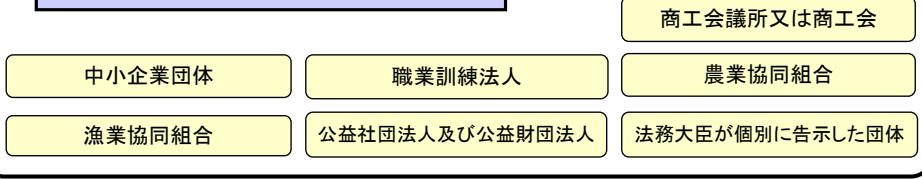
帰国担保措置(技能実習生の帰国旅費の確保等)

技能実習実施状況に係る文書の作成及び保管

団体監理型による技能実習の概要

(参考)

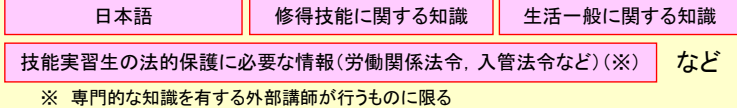
団体監理型での受入れが認められる団体 (営利を目的としない団体)



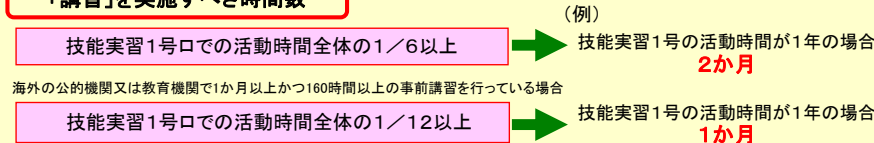
「講習」について

○ 実習実施機関との雇用契約に基づいて技能等修得活動を実施する前に、本邦で一定期間以上、講義形式の講習の実施を義務付け

「講習」で修得する内容



「講習」を実施すべき時間数



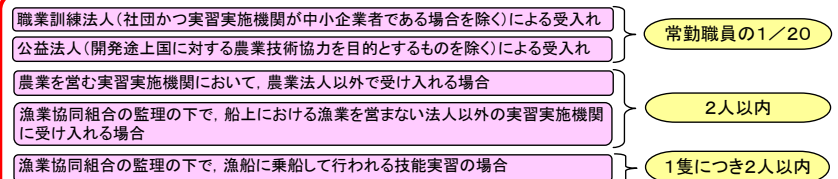
受入れ人数枠

下の表の範囲内で、かつ、実習実施機関の常勤職員の総数を超えない人数

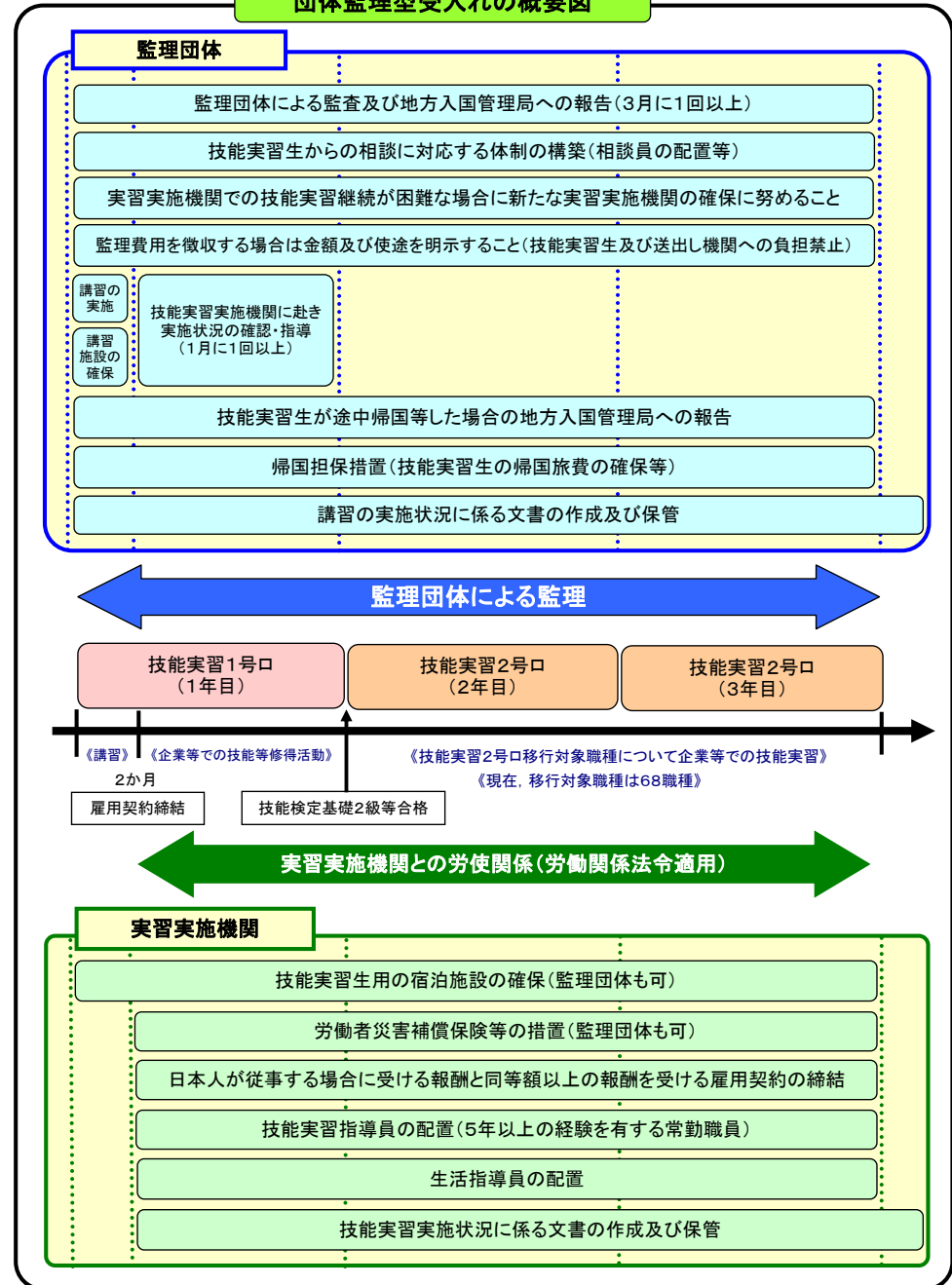
実習実施機関の常勤職員の総数	技能実習生の受入れ人数
301人以上	常勤職員の1/20
201人以上300人以下	15人
101人以上200人以下	10人
51人以上100人以下	6人
50人以下	3人

(注1) 常勤職員に、外国にある事業所に所属する常勤職員及び技能実習生を含まない。

(注2) 上記の受入れ人数枠の例外



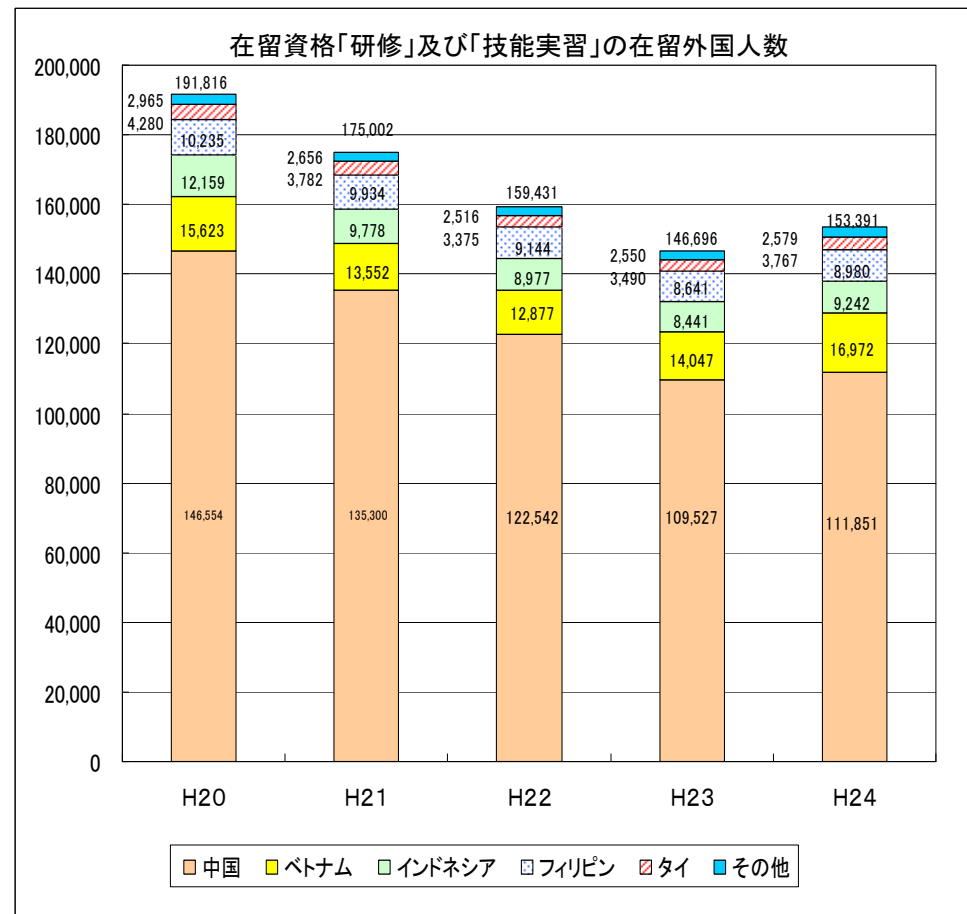
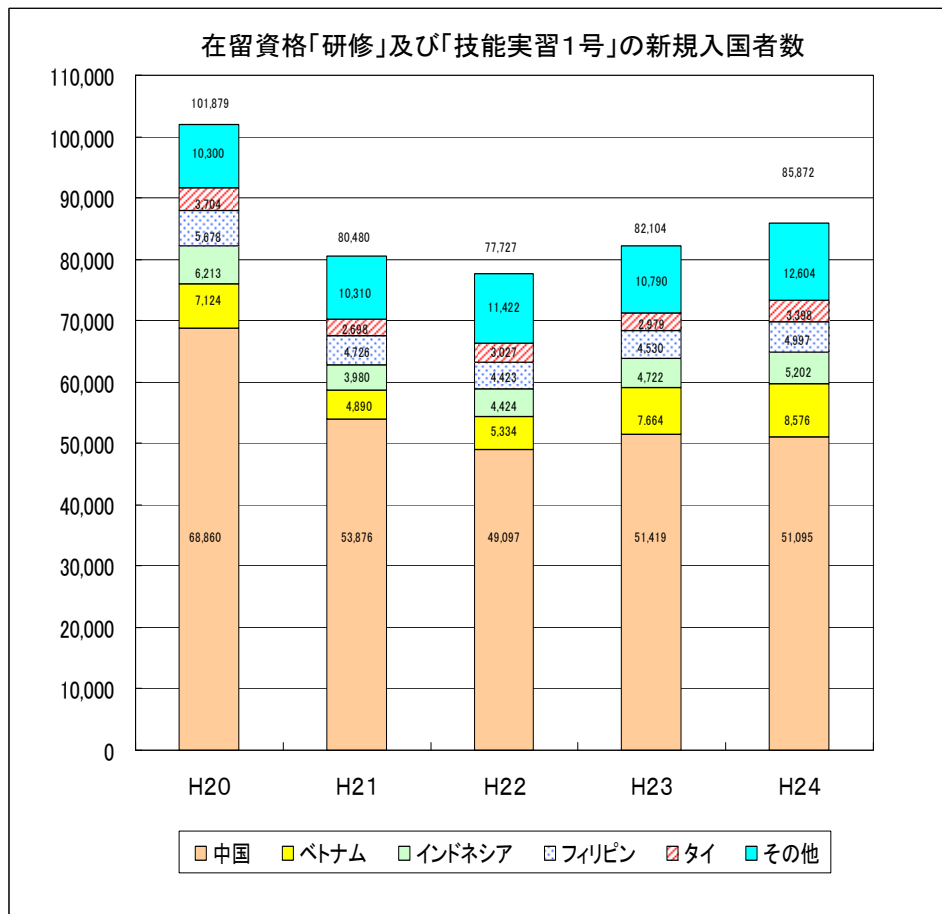
団体監理型受入れの概要図



研修生・技能実習生の入国・在留状況

(参考)

- 平成24年における新規入国者数は約9万人であり、国籍別では中国が約6割を占めている。
- 平成24年における在留外国人は約15万人であり、国籍別では中国が約7割を占めている。



※1 旧制度の「研修」及び「特定活動(技能実習)」を含む。

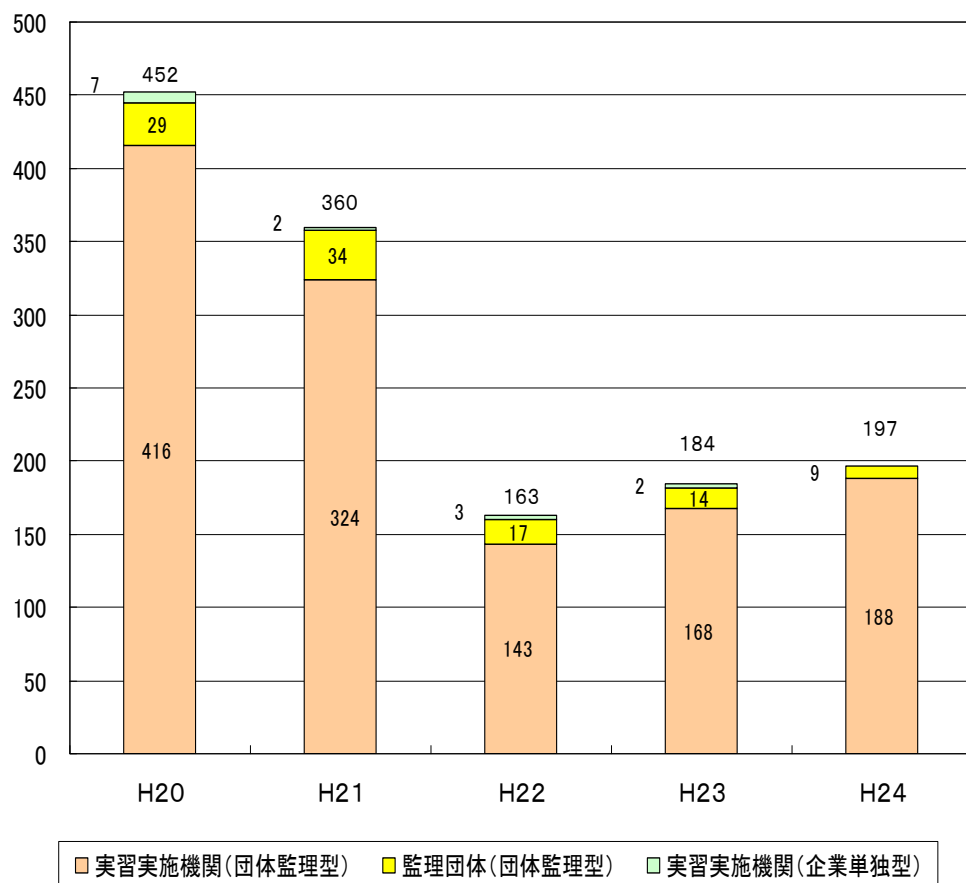
※2 平成23年までは外国人登録者数

研修・技能実習制度における「不正行為」の状況

(参考)

- 改正入管法の施行により，研修生・技能実習生の保護の強化等制度の一層の適正化が図られ，平成22年に「不正行為」機関数は減少
- 平成24年の「不正行為」機関は全て団体監理型での受入れ機関。類型別では，労働関係法令の違反が7割を占める。

受入れ形態別「不正行為」機関数の推移



○ 平成24年受入れ形態別「不正行為」機関数

企業単独型		0機関 (0%)
団体 監理型	監理団体	9機関 (4.6%)
	実習実施機関	188機関 (95.4%)

○ 平成24年類型別「不正行為」件数

- 1 労働関係法令違反 173件 (72.1%)
- 2 名義貸し 18件 (7.5%)
- 3 研修計画との齟齬 10件 (4.16%)

(注)「不正行為」件数は計240件(一つの機関に対して，複数の類型により「不正行為」を通知する場合がある。)